くらんど人権文化センター 団体登録(更新)手続きについて

1 人権文化センターの設置目的

人権文化センターは、基本的人権尊重の精神に基づいて、すべての人びとの人権が保障され、互いに尊びあうことのできる人権文化を創造していくことと、その推進を図っていくことを目的とした施設です。

今なお、同和問題をはじめとして外国人、女性、障碍者等に関する様々な人権問題が存在しています。人権文化センターは、これらの問題解決に向けて、また、開かれたコミュニティセンターとして種々の事業を実施しています。

人権文化センターを利用される皆様におかれましては、設置目的をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

2 開館時間・休館日

(1)開館時間は、午前9時から午後9時までです。

(2)休館日は、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)です。

3 団体登録(更新)について

(1)団体登録のメリットについて

人権文化センターを使用する際には、団体登録が便利です。団体登録を行う場合、以下のメリットがあります。

①登録なしの場合より、先の日まで予約できます。

②インターネットや電話で仮予約ができます。

③市内にある人権文化センターすべての使用が可能になります。

④活動内容によって、使用料が減免される場合があります。

(2)団体登録手続きについて

団体登録、更新手続きには以下の書類の提出が必要です。なお、団体登録の有効期限は、申請のあった年度の属する年度末までです。翌年度も引き続き登録を希望される場合は、更新手続が必要となります。

(様式1)宝塚市立人権文化センター団体登録申込書(兼変更届)

(様式2)事業計画書

(様式3)収支予算書

(様式4)会員名簿

(様式5)会則、規約

(様式6)掲示用ポスター

※更新手続きの場合、様式5・6については、変更がなければ提出不要。

（3）団体登録(更新)の流れ

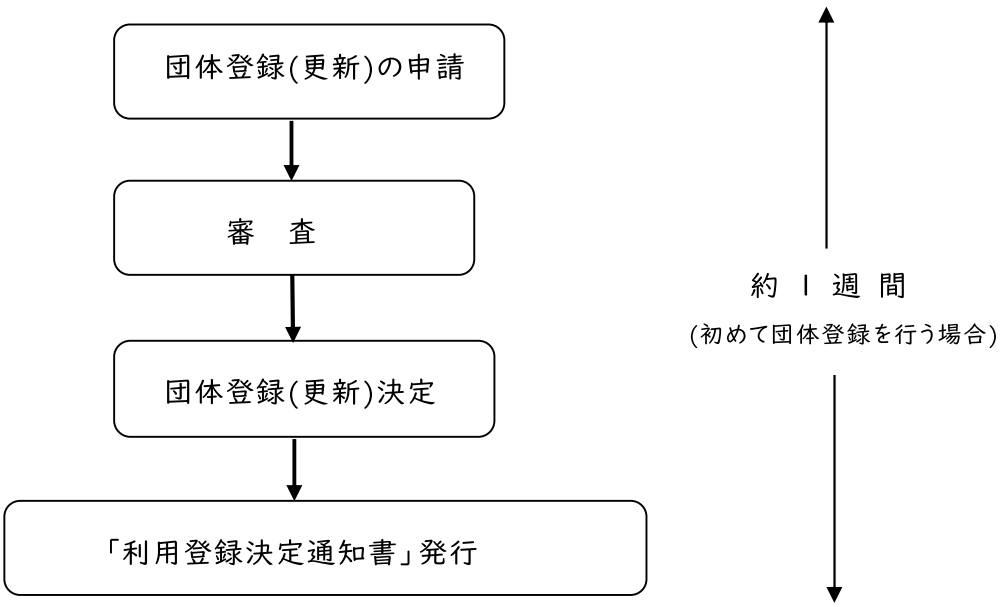

（4）団体の区分等について

登録団体は活動内容に応じて次のような区分があり、使用申込み時期も異なります。

① 登録団体の区分

区　分	団体等の主たる活動内容
1 号団体	人権教育・啓発活動、青少年健全育成活動、地域福祉活動など (人権文化活動推進協議会、自治会、PTA、保育所父母の会など)
2 号団体	市民交流活動など(趣味、教養のサークルなど)

② 登録団体の使用申込み時期

区　分	使用申込みの時期
1 号団体	使用予定日の2カ月前から使用当日まで
2 号団体	使用予定日の5週間前から使用当日まで

※団体登録なしの場合の申込み時期は、「使用予定日の 2 週間前から 3 日前まで」になります。

5 使用許可申請の方法等

（1）使用を希望される場合は、「宝塚市立人権文化センター使用許可申請書兼使用料減免申請書」を窓口に提出してください。受付時間は、土曜日を除く開館日の午前9時から午後5時30分までです。使用料は、申請時にお支払いください。

（2）施設の使用時間に関しては、別紙料金表の時間帯で申請してください。

使用時間は、準備と後片付けの時間を含みます。

（3）登録団体に限り、インターネットや電話による仮予約が可能です。
ただし、仮予約後10日以内（土曜日、休館日を含む）に使用許可申請書の提出がない場合、当該仮予約はシステムにより自動的に取り消されます。
インターネットによる仮予約については、「宝塚市施設予約システム」にて行ってください。「宝塚市ホームページ（トップページ）⇒暮らし⇒公共施設⇒公共施設予約」のページにリンクがあります。（仮予約には、団体登録完了時に発行される「ユーザーID」と「パスワード」が必要になります。）

（4）使用許可を受けた後、使用の取りやめや許可内容に変更が生じたときは、速やかに「センター使用取消届」を提出してください。提出日に応じて、既納使用料の還付が発生します。
・使用予定日の10日前までの提出…既納使用料の全額
・使用予定日の5日前までの提出 …既納使用料の半額
※提出が使用予定日の4日前から使用当日の場合、使用料は返還できません。

6 施設使用上の注意

（1）使用にあたり、最初に来られた方は窓口で登録団体名を告げて「鍵受け渡し簿」にご記入の上、鍵と「利用施設点検表」をお受け取りください。また、備品等を使用したいときはご相談ください。

（2）料金の徴収を伴う施設利用は、原則お断りしています。ただし、営利目的でないものについては、個別に協議させていただきますので、センター窓口までご相談ください。

（3）施設内は火気厳禁、禁煙です。喫煙は館外の喫煙コーナーでお願いします。

（4）館内は原則として飲食禁止です。また、使用時に出たごみは持ち帰ってください。

（5）使用が終わりましたら「利用施設点検表」のチェック項目に基づき部屋の片付け電灯等の電源を切り、施錠をすませて鍵と同点検表を窓口に返却して、「鍵受け渡し簿」に返却時間をご記入の上お帰りください。また、床・机等が汚れた場合は、清掃を行ってください。

（6）駐車場の駐車台数には限りがありますので、できる限り乗り合わせてお越しください。なお、午後9時以降は駐車場を閉鎖しますのでご注意ください。

7 人権啓発事業への参加について

登録団体の方には、人権文化センターで行う学習会や講演会などについてご案内しますので、**年2回以上の参加にご協力いただきますようお願いいたします。**

また、例年秋頃（10月後半の木曜日、金曜日）には「くらんど解放文化祭」を開催します。文化祭では、ステージ発表や展示のお伺いとともに、会場の見張り当番（1 時間程度）のお手伝いなどを依頼させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

8 その他

（1）許可なく館内でビラ、ポスター等の掲示や配布をしないでください。

（2）登録団体への入会希望者がでた場合、なるべく受け入れてください。

（3）暴力団の利用及び暴力団の利益になるような使用はできません。

（4）他の利用者の迷惑になる使用（大きな音や部屋の汚損など）はやめてください。

（5）館内に公衆電話はありません。お急ぎの際は、1回10円にて事務所の電話をお使いいただけます。また、コピーについても 1 枚 10 円で事務所のコピー機をお使いいただけます。利用を希望される場合は、事務所までお声がけください。

（6）登録団体についいては、団体専用の連絡ボックスを玄関口に設けます。お知らせ等の配布に使用しますので、施設利用時にはご確認をお願いします。

くらんど人権文化センター使用料一覧

貸室等の名称	改定前の料金（R8.9.30利用分まで適用）					改定後の料金（R8.10.1利用分から適用）									
						市内料金					市外料金				
	午前	午後1	午後2	夜間	延長	午前	午後1	午後2	夜間	延長	午前	午後1	午後2	夜間	延長
会議室2	300	200	200	300	150	500	300	300	500	200	1,000	600	600	1,000	400
会議室3	500	350	350	500	200	800	500	500	800	300	1,600	1,000	1,000	1,600	600
会議室4	300	200	200	300	150	500	300	300	500	200	1,000	600	600	1,000	400
会議室5	300	200	200	300	150	500	300	300	500	200	1,000	600	600	1,000	400
会議室6	400	300	300	400	200	600	500	500	600	300	1,200	1,000	1,000	1,200	600
学習室1	200	150	150	200	100	300	200	200	300	200	600	400	400	600	400
学習室2	300	200	200	300	150	500	300	300	500	200	1,000	600	600	1,000	400
学習室3	300	250	250	300	150	500	400	400	500	200	1,000	800	800	1,000	400
学習室4	300	200	200	300	150	500	300	300	500	200	1,000	600	600	1,000	400
和室1	200	100	100	200	100	300	200	200	300	200	600	400	400	600	400
和室2	300	200	200	300	150	500	300	300	500	200	1,000	600	600	1,000	400
調理室	200	150	150	200	100	300	200	200	300	200	600	400	400	600	400
中ホール	700	500	500	700	300	1,100	800	800	1,100	500	2,200	1,600	1,600	2,200	1,000
大ホール	1,200	800	800	1,200	450	1,800	1,200	1,200	1,800	700	3,600	2,400	2,400	3,600	1,400
ピアノ	300					300					300				
プロジェクター	500					500					500				

（午前）9:00～12:00　（午後1）13:00～15:00　（午後2）15:15～17:15　（夜間）18:00～21:00

※「延長」は、「午前」利用者が12:00～13:00を使用するとき、または「午後2」使用者が17:15～18:00を使用する場合を指します。